(目的)

第1条 この要綱は、本市における開発行為等の施行について、あらかじめ必要な雨水流出抑制施設の設置基準を定め、事業者に対し適正な指導を行うことにより、開発行為等による雨水流出量の増加を抑制し、もって本市及び流域の自治体における水害の防止又は軽減に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 開発行為等 次に掲げる行為(特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法 律第77号)第9条、第14条及び第16条に該当する行為を除く。)をいう。
 - ア 開発行為 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第4条第12項に規定する 開発行為をいう。
 - イ 建築行為 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する 建築物の建築 (新築、増築、改築及び移転をいう。) 若しくは第87条第1項 に規定する建築物の用途の変更又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338 号) 第138条第1項若しくは第2項に規定する工作物の築造をいう。
 - ウ 森林伐採行為 森林法 (昭和26年法律第249号) 第10条の2第1項の規定 により許可を要する開発行為及び同法第10条の8の規定により届出を要す る伐採行為をいう。
 - エ 農地転用に係る行為 農地法 (昭和27年法律第229号) 第4条第1項又は 第5条第1項の規定により許可又は届出を要する農地転用行為をいう。
 - オ 太陽光発電設備設置行為 春日井市生活環境の保全に関する条例(平成 19年春日井市条例第54号)第40条の規定により事前協議を要する太陽光発 電設備を設置する行為をいう。
 - (2) 事業者 開発行為等を行う者をいう。

- (3) 雨水流出抑制施設 下流河川及び水路等に対する洪水負担の軽減を目的と して設置する雨水貯留施設(雨水の流出抑制を目的として、雨水を一時的に 貯留する施設をいう。)、雨水浸透施設(雨水の流出抑制を目的として、雨水 を地表又は地下の浅い所から地中に浸透させる施設をいう。) 又はこれらを組 み合わせた施設をいう。
- (4) 放流調整施設 雨水貯留施設から下流水路等へ放流する雨水の水量を調整 する施設をいう。

(雨水流出抑制施設の設置に係る指導)

- 第3条 市長は、区域面積が500平方メートル以上の開発行為等を行う事業者に対 し、次の各号に定める基準に適合した雨水流出抑制施設を設置するよう指導を 行うものとする。
 - (1) 特定都市河川浸水被害対策法及び同法に関係する法令に掲げられた技術的 基準と同等の基準
 - (2) 砂防法 (明治30年法律第29号) その他の法令、要綱等に掲げられた雨水流 出抑制施設に関する基準(事業者が設置すべき雨水流出抑制施設についてこ れらの法令、要綱等の適用を受けない場合を除く。)

(雨水流出抑制施設の設置に係る届出)

第4条 市長は、事業者が前条の指導を受けて雨水流出抑制施設を設置しようと するときは、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表中欄に掲げる書類を同表 右欄に掲げる期日までに提出するよう指導を行うものとする。

置工事に着工するとき

- 雨水流出抑制施設の設 (1) 雨水流出抑制計画書 着工日の4週間前に該 (第1号様式)
 - (2) 位置図
 - (3) 公図
 - (4) 現況平面図
 - (5) 土地利用計画平面図
 - (6) 雨水流出抑制施設の 平面図
 - (7) 雨水流出抑制施設の 構浩図

当する日

	(8) 放流調整施設の構造 図(雨水貯留施設を設 置する場合に限る。) (9) 前各号に掲げるもの のほか、市長が必要と 認める書類	
雨水流出抑制施設の設 置工事が完了したとき	(1) 雨水流出抑制完了届 (第2号様式)	完了日から2週間を経 過した日
	(2) 雨水流出抑制施設の出来形図	
	(3) 雨水流出抑制施設の 施工状況が確認できる	
	写真 (4) 前3号に掲げるもの	
	のほか、市長が必要と 認める書類	

(雨水流出抑制施設の設置計画に係る指導)

第5条 市長は、前条の規定により事業者から届出を受けたときは、当該事業者 に対し、その設置に係る雨水流出抑制施設が第3条各号の基準を満たすものと なるよう指導を行うものとする。

(雨水流出抑制施設の維持管理に係る指導)

- 第6条 市長は、雨水流出抑制施設を設置した事業者又は事業者から雨水流出抑制施設の承継を受けた者に対し、雨水流出抑制施設の機能を良好に保つための 適正な管理を行うとともに、補修に関し適切な措置を講ずるよう指導を行うも のとする。
- 2 市長は、事業者が開発行為等を完了した後にあっても、当該開発行為等により流域の洪水被害が発生すると明らかに認められるときは、第3条各号の基準に適合した雨水流出抑制施設を設置するよう指導を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

雨水流出抑制計画書											
(宛先)	春日井市長	事業者	住所 氏名 連絡先・	・担当者		年	月	日			
雨水流出抑制施設を次のとおり設置します。											
施工	場所	春日井市									
面	積						m²				
抑制施	設・規模										
	住所										
設計者	氏 名	ì	車絡先								
工事着	手予定日		年	月	Ħ						
工事完	了予定日		年	月	Ħ						
事業	区 分 等										
備	考										

添付図書:位置図、公図、現況平面図、土地利用計画平面図、抑制施設平面図、抑制施設構造図、放流調整施設構造図(雨水貯留施設を設置する場合に限る。) ※ 2部提出(1部は事業者控え用)

雨水流出抑制完了届														
	(岩井	-)	去口	1 +1 -=	눈ㅌ							年	月	日
	(宛先	<u> </u>	个「	1 // 1	万女			住所						
							事業者	氏名						
								連絡先	き・担当	省者				
	雨水流出抑制施設に関する工事が次のとおり完了しましたので届け出ます。													
雨	水流占	出抑	制計	画書	萨提 出	日日			年	月	日			
エ	事	完	了	年	月	目			年	月	日			
施		工		場		所	春日井市							
	計者		1	主	所									
設		ŕ	氏		名									
								連絡	各先:					
面積											m ^s	2		
抑	制	施	設	•	規	模				((m ³)
	備				考									

添付図書:出来形図、施工写真

※計画内容と変更がある場合は、変更後の図面等も添付